

# 平成27年度 第23回庁議要旨

日時：平成28年3月7日（月）

午前9時～午前10時

会場：庁議室

## [審議事項]

### 1 石巻市環境保全率先行動計画の策定について（生活環境部）

平成28年4月1日から新しい環境基本計画が実施されるとともに、同計画が「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地域計画も兼ねることから、省エネルギーやグリーン購入など環境に配慮した行動を自ら率先して実行することで、市民・事業者に対して環境保全への取組みを誘導・喚起し、環境負荷の低減を図ることを目的に、本計画を策定する。

#### (1) 主な内容

- i 温室効果ガス削減目標等の設定及び環境配慮行動の啓発
- ii 各課の取組状況についてのエネルギー消費量等の集計
- iii 環境保全会議による点検、評価
- iv 庁議における報告
- v 市ホームページ及び石巻市環境白書での公表

計画期間：平成28年度～平成30年度

#### (2) 今後の予定

- ・ 平成28年4月 施行予定
- ・ 平成28年5月 職員向け説明会

### 2 東日本大震災により被災した介護保険被保険者に係る利用者負担額免除措置の継続について

#### (健康部)

東日本大震災により被災した介護保険被保険者に係る介護サービスの利用者負担額の免除措置については、平成26年4月から県市長会の方針に沿って国保と同様の対象者として再開している。

しかしながら、被災した要介護者（要支援者）においては、いまだに震災の影響で経済的に困難な状況が続いている方も多く、この時期に免除措置を終了することは、介護を受ける機会を奪うことにつながる恐れがある。

このため、被災者の経済的な負担軽減及び介護サービス利用機会の確保を図ることを目的として、介護保険サービス利用者負担額の免除を継続する。

#### (1) 主な内容

- i 介護保険サービス利用者負担額免除対象者（平成27年度と同様）
  - ①大規模半壊以上かつ住民税非課税世帯
  - ②主たる生計維持者が死亡又は行方不明の世帯であった者かつ住民税非課税世帯
- ii 介護保険サービス利用者負担額の免除期間  
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

#### (2) 今後の予定

- ・ 平成28年3月 第1回定例会に平成28年度当初予算の補正を追加提案

- 平成28年3月 東日本大震災に伴う介護保険サービス利用者負担額の免除に関する要綱の一部改正（施行予定年月日：平成28年4月1日）

### 3 復興推進計画（法第17条「応急仮設建築物活用事業」関係）の変更認定について（復興政策部）

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、応急仮設建築物として建設された行政庁舎や工場、校舎等の使用期間の延長を可能とし、地域の社会基盤の復興に活用させるための特例措置を活用するに当たっては、復興推進計画を策定し、内閣総理大臣による認定が必要である。

平成25年4月26日付け宮城第24号で認定された復興推進計画（法第17条「応急仮設建築物活用事業」関係）について、対象建築物の活用事業期間を延長した。

#### (1) 主な内容

本市の応急仮設建築物のうち、行政庁舎等の9施設について、必要な建築物を再建するまでの間、活用事業期間を延長した。

	施設名称	変更後	変更前
1	北上総合支所	H25.9.1～H32.3.31	H25.9.1～H28.10.3
2	石巻市立病院開成仮設診療所	H26.3.23～H30.3.31	H26.3.23～H28.9.30
3	夜間急患センター	H26.2.14～H29.3.31	H26.2.14～H28.6.30
4	石巻市雄勝診療所（歯科）	H26.6.22～H30.3.31	H26.6.22～H28.3.31
5	石巻市雄勝診療所（医科）	H27.1.8～H30.3.31	H27.1.8～H28.3.31
6	石巻市水産物地方卸売市場牡鹿売場	H26.4.11～H28.9.30	H26.4.11～H28.4.10
7	石巻立町復興ふれあい商店街	H26.2.17～H29.1.31	H26.2.17～H28.3.31
8	雄勝郵便局	H26.2.15～H31.3.31	H26.2.15～H28.3.31
9	石巻湊郵便局	H26.2.22～H31.3.31	H26.2.22～H28.3.31

#### (2) 今後の予定

- 対象施設の実施主体に対して、存続期間延長の変更認定について周知

### 4 南浜地区における復興祈念公園基本設計（空間デザイン）について（復興事業部）

東日本大震災は、広域にわたり甚大な被害が生じた未曾有の大災害であることに鑑み、犠牲者への追悼と鎮魂や、復興への強い意志を国内外に向けて明確に示すこと等を目的とした、復興の象徴となる「復興祈念公園」を整備することが求められている。

この復興祈念公園について、「石巻市南浜地区復興祈念公園（仮称）基本計画」を踏まえ、空間デザインの具体化、施設の基本設計を行った。

#### (1) 主な内容

##### i 公園面積

全体：約38.8ha

内訳) 市エリア：約16.6ha

県エリア：約22.2ha（国エリア：約10ha含む）

##### ii 広場

追悼の広場：面積約2,800㎡・直径60m

※ 周辺の折りの柱を含め3,000人規模の式典が可能

- 多目的広場：野球やサッカーが出来る空間を想定
- iii 中核的建築  
 想定される機能：エントランス、事務室、貴賓室、研修室、展示・休憩・喫茶室、トイレ等  
 ※ 詳細は、平成28年度実施設計時に検討予定
- iv 築山（一時避難地）  
 TP+10.0m
- v 駐車場  
 常設3か所 約340台駐車可能  
 ※ 臨時駐車場（市民活動空間等）を含めると約850台駐車が可能
- vi 市民活動空間：バックヤード、育苗、環境学習などの利用を想定
- vii 園路  
 幅員2.0～6.0m、総延長 約8,900m  
 ※ かつての街路網を主要動線に設定  
 様々な環境を巡る園路やジョギングなどの利用を想定した外周囲路を設定
- viii 休憩施設（四阿等）  
 かつての公共施設跡地などに設定し、街の記憶が思い出される配置としている。
- ix 池（調整地機能を有する）  
 面積 約4.0ha、最大水深 約1.5m  
 ※今後、実施設計において、数値が変わることがある。

(2) 今後の予定

- ・ 平成28年3月9日 第2回有識者委員会の開催（基本設計案の承認）
- ・ 平成28年度上半期 市民フォーラムの開催
- ・ 平成28～32年度 実施設計・用地取得・整備工事

5 低所得の高齢者向けの「年金生活者等支援臨時福祉給付金」の実施について（福祉部）

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者に支援を行うため、平成27年度臨時福祉給付金対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる者、一人につき3万円を支給する。

(1) 主な内容

対象者、支給額、基準日等については以下のとおり

区分	年金生活者等支援臨時福祉給付金
対象者	平成27年度簡素な給付措置の対象者（市民税の均等割が課税されていない者、ただし、課税者の扶養となっている場合及び生活保護受給者は対象外）のうち、平成28年度中に65才以上となる者
支給額	対象者1人につき3万円
基準日等	平成27年1月1日（住民票がある市町村）
対象者数	18,000人（見込み）

(2) 今後の予定

- ・ 平成28年4月 1日 年金生活者等臨時福祉給付金交付要綱制定・施行

- ・ 平成28年4月18日 コールセンター設置
- ・ 平成28年4月28日 申請書送付開始
- ・ 平成28年5月 2日 申請受付  
～平成28年8月2日
- ・ 平成28年5月下旬 支給開始

## 6 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の特例について（福祉部）

待機児童受け皿拡大を進めている状況下で、保育士の有効求人倍率は年々高くなり、全国で1.93倍、東京都では5.39倍（平成27年10月時点）となるなど、保育の担い手の確保は喫緊の課題となっている。

このような状況を鑑み、大学関係者、地方自治体関係者等を構成員として厚生労働省が設置した保育士等確保対策検討会において、平成27年12月4日に報告書（保育の担い手確保に向けた緊急的なとりまとめ）が出され、緊急的な対応方針が示された。

この報告書に盛り込まれた内容を特例的に可とする家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、平成28年2月18日に公布され、同年4月1日から施行されることとなった。

### (1) 主な内容

家庭的保育事業等のうち、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所について、改正省令に従い、以下の特例を設ける。

#### i 保育士配置の要件弾力化

児童数が少ない時間帯でも保育士は最低2人を配置することが必要であるが、朝夕などの児童が少数である時間帯に限り、保育士と同等の知識（子育て支援員研修の修了等）及び経験（当該事業所での十分な業務経験等）を有すると認められる者1人については、保育士資格を有しなくても保育士とみなし、活用することを可能とする。

#### ii 幼稚園教諭等の近接職種の活用

幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を保育士に代えて活用できることとする。

#### iii 保育士以外の人員配置の弾力化

11時間開所、8時間労働としていることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数を上回って必要となる保育士数について、保育士資格を有しない者を活用することを可能とする。

#### iv 登録保育士の一定数の確保

(2)及び(3)を適用するときにおいても、本来の基準で算定される保育士の数の3分の2以上は、保育士の登録を受けたものでなければならないものとする。

### (2) 今後の予定

- ・ 平成28年3月 平成28年市議会第1回定例会「石巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」提案（平成28年4月1日施行）

## 7 石巻市放課後児童健全育成事業の支援員の資格について（福祉部）

学校教育法等の一部が改正され、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学

校」が学校の種類として規定されたが、現在の放課後児童支援員の有資格に幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格は規定されているが、義務教育学校の教諭となる資格は含まれていないため、当該支援員の資格要件に義務教育学校の教諭となる資格を追加する。

(1) 主な内容

石巻市放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中、放課後児童支援員の資格に義務教育学校の教諭となる資格を有する者を追加する。

(2) 今後の予定

- ・ 平成28年2月 平成28年石巻市議会第1回定例会に石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を提案（施行予定年月日：平成28年4月1日）

## 8 石巻市学校給食センター整備基本構想の策定について（教育委員会）

東日本大震災以降、安全・安心な食材や衛生管理に対する保護者等の意識が高まるとともに、食育、食物アレルギー対応など学校給食に対するニーズが多様化してきており、学校給食センターの運営や整備等の在り方について、長期的な視点での検討が必要となったことから、学校給食事業の現状を把握し、課題を整理することで、今後の適切な運営について基本的な考え方を明らかにする。

(1) 主な内容

i 構成

- 第1章 施設及び運営状況の概要
- 第2章 学校給食に対するニーズの把握
- 第3章 今後の学校給食事業に関わる課題の整理
- 第4章 施設整備の方向性
- 第5章 基本構想
- 第6章 先進事例

ii 要点

① 今後の整備の方向性

- ・ 住吉学校給食センターは老朽化が著しいことから、提供食数を他の施設で賄えると推計される平成30年度以降に廃止の方向で検討
- ・ 河北学校給食センター及び河南学校給食センターについては、当面はメンテナンス等の修繕を行いながら運営するが、児童・生徒数の推移を勘案しながら統廃合等について検討

② 効果的な学校給食センター運営

- ・ 住吉学校給食センターの廃止時期に、河南学校給食センターの民間委託を検討し、他施設についても状況を見ながら検討

(2) 今後の予定

- ・ 学校給食センターの統廃合及び民間委託移行のための検討準備

## 9 教育等の振興に関する施策の大綱の策定について（教育委員会）

平成27年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」により、教育委員会新制度がスタートした。その中で、地方公共団体の長は、総合教育会議を設置し、教育委員会と協議・調整を図りながら、その地域の実情に

応じた、当該地方公共団体の教育等の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが義務付けられ、今年度、計3回の総合教育会議の開催を経て、決定された。

(1) 主な内容

大綱の期間・概要（基本方針・基本目標）

- ・ 期間：平成27年度から平成29年度まで
- ・ 基本方針1 豊かな個性と創造性、「生きる力」を持つ未来の担い手を育みます。  
（基本目標1） 時代の変化に対応した教育の推進  
（基本目標2） 児童生徒の豊かな心と体、確かな学力の育成
- ・ 基本方針2 子どもの健やかな成長をさせるための体制づくりを推進します。  
（基本目標3） 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実  
（基本目標4） 学校、家庭、地域等が協働して子どもの成長を支える体制づくり
- ・ 基本方針3 児童生徒、保護者、地域住民にとって安全・安心な学校環境を構築します。  
（基本目標5） より早い教育環境の正常化、子どもたちの心のケアの充実、地域・関係機関と連携した防災教育の強化
- ・ 基本方針4 生涯にわたって学び、豊かで生きがいに満ちた地域社会の構築を目指します。  
（基本目標6） 生涯にわたる学習・スポーツ活動の推進
- ・ 基本方針5 歴史や文化を尊重し、郷土愛を持った心豊かな人間を育みます。  
（基本目標7） 文化芸術を身近に感じられる環境づくり、自主的・創造的な文化芸術活動の推進

(2) 今後の予定

- ・ 平成28年3月上旬 市ホームページへの掲載及び情報公開コーナーへの設置  
各議員あて冊子の配布

[その他]

1 住民異動繁忙期における窓口業務の時間延長及び土日開庁について（生活環境部）

平成28年3月28日（月）から平成28年4月8日（金）まで実施する旨、周知があった。

時間：平日 午後5時から午後7時まで

休日 午前9時から午後5時まで

2 マイナンバー「個人番号カード」交付にかかる休日窓口開庁について（生活環境部）

平成28年2月28日（日）以降、第2・第4日曜日に実施する旨、周知があった。

時間：午前8時30分から午後5時まで

3 自殺対策強化月間キャンペーンについて（健康部）

平成28年3月19日（土）午前11時30分～午後0時30分イオンモール石巻で実施する旨周知があった。

以 上